

令和5年5月2日

保護者 各位

岡山県立倉敷天城中学校・高等学校

校長 藤井 省吾

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う

本校における対応について（ご連絡）

薫風の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から本校の教育活動へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されることとなっており、それに伴う岡山県教育委員会からの通知を踏まえ、本校では令和5年5月8日以降、次のとおり対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、今後、状況が変わった場合には対応を見直す場合があります。その際は、あらためて通知をするとともに、保護者向けメール配信サービスや本校の公式ホームページに最新情報を随時掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- ・引き続き、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生といった対策は講じてまいりますが、これ以外に特段の感染症対策は行いません。
- ・これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。また、飲食の場面において、「黙食」の必要はありません。
- ・マスクの着用については、今後も個人の判断に委ねられることとなりますが、引き続きマスクの着用の有無による差別や偏見を絶対に行わないよう、ご家庭でもご指導をお願いします。
- ・令和5年4月以降も、1教室に40人程度以上の生徒がいる授業では、教員はマスクを着用してまいりましたが、令和5年5月8日以降は、教員自身の判断でマスクを着脱します。

2 出席停止の取扱いについて

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号により、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」を基準とします。新型コロナウイルス感染症においては、出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されていません。なお、出席停止期間の起算日は、保護者からの連絡により発症日を確認し、発症した翌日を 1 日目として判断します。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

- ・濃厚接触者の特定は行われないうこととなり、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合でも、濃厚接触者に準じた取扱いはしません。
- ・生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合であっても、原則、出席停止の措置は取りません。ただし、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合には、校長の判断により、出席停止の措置を講じる場合があります。
- ・その他、新型コロナウイルス感染症に関してご相談がある場合には、遠慮なく担任までお申し出ください。

3 その他

- ・今後も、登校前の Google フォームによる健康観察は実施しませんが、各自で自分の健康状態を把握し、体調がすぐれない時は無理をしないようにしてください。